

公益財団法人 似鳥国際奨学財団

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人似鳥国際奨学財団(以下「当財団」という。)定款第13条及び第26条の規程に基づき、役員等の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬の意義)

第2条 この規程における役員等報酬とは、当財団が役員等に対し、役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定基準)

第3条 役員等の報酬は、評議員会が承認した報酬総額の限度内で、経営内容、世間水準、責任の度合等を考慮して理事会で決定する。

(役員等報酬の支払と控除)

第4条 役員等の報酬は、役員等の職務執行時(役員等会議出席、監査業務など)にのみ勤務日ごとに現金で支給する。

2 所得税等は、報酬から控除して支給する。

(報酬基準)

第5条 役員等報酬額は職務執行時に1人、1日あたり5万円を上限とし、1人あたり年間総額は50万円を上限とする。

2 前項にかかわらず、業務執行理事には定時月額役員報酬を支給する。

3 業務執行理事の定時月額役員報酬は50万円を上限とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬の改訂)

第6条 役員等報酬の改訂は、原則として役員等改選時に検討する。

(役員等退職慰労金)

第7条 役員等が退任するときは、退職慰労金を支給することができる。
金額については、理事会、評議員会の承認を経て決定する。

(補則)

第8条 この規程で定めるもののほか、その他必要な事項は評議員会が定める。

附則 この規程は、2017年6月28日より施行する。
この規程は、2020年4月1日より施行する。